

函館市子ども条例（逐条解説）



はじめに

近年、我が国では、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、地域コミュニティの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く状況が厳しさを増し、いじめや児童虐待、子どもの貧困などが社会問題化しているなか、行政だけではなく、家庭や学校をはじめ、地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくことができる良好な環境をつくり上げていくことが重要になってきています。

こうしたことから、本市においては、子どもの人権を尊重し、子どもたちの健やかな成長を図り、幸せに暮らすことのできる地域社会を実現するために、子どもに関わる施策推進の柱となる子ども条例の制定が必要であると考え、平成24年に学識経験者、子育てや子どもにかかわる各種団体関係者、大学生、公募による市民19名で構成する「(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

この検討委員会では、19回にわたり協議検討を行い、平成27年2月には、条例の基本的な考え方や条例に盛り込むべき内容等を取りまとめた「(仮称)函館市子ども条例制定検討に係る提言書」が市長に提出されました。

また、条例制定に向けて、さらなる市民意見の把握と反映に努めるため、平成25年11月から平成27年8月にかけて、保護者や子ども、教育関係者、子育て支援団体、地域関係団体からも意見を聴取したところです。

このたび制定した「函館市子ども条例」は、検討委員会からの提言書をはじめ、各界各層の市民からの意見を尊重し、市が作成した条例の骨子案を基に、パブリックコメント手続による市民の意見等を踏まえて条例案を作成し、市議会で可決されたものであり、多くの市民の意見や提言などが反映された内容となっています。

今後においては、条例に定める理念等を市民が共有し、市民の共通認識のもと、大人（市・保護者・学校等・地域住民・事業者）が協力・連携し、それぞれの責務・役割を果たしながら、条例に掲げるまちづくりを実現するための取り組みを進めていくこととなります。

I 前文

函館市子ども条例では前文を置いています。

前文は条例制定に係る背景や趣旨、目的などを記述していることから、その内容により直接的な効果が生じるものではなく、各条文を規定するうえでの基本的な考え方となるものです。

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来をつくる希望です。次代の社会を担う子どもが、人と人の触れ合いや支え合いの中で個性豊かにのびのびと育まれ、生き生きと輝くことは、私たちの願いです。

私たちは、このような考え方と日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念に基づき、全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重しつつ、力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを育てることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

【解説】

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、将来の我が国の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで必要不可欠であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

また、次代を担う子どもが、地域において、人と人のふれあいや支え合い、助け合いの中で個性豊かにのびのびと育まれ、生き生きとした笑顔や歓声に満ちあふれ光り輝くことは、市民共通の願いです。

このようななか、本市においては、日本国憲法はもとより、平成6年に国が批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の理念にのっとり、子ども一人ひとりの人権が尊重され、生存と発達が保障されるとともに、子どもが自分の存在を受け入れてくれる環境の中で慈しみ深く育まれ、希望を持って健やかに成長することができる社会、さらには、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるなど、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指して、この条例を制定するものです。

【用語解説】

○「子ども」と「全ての子ども」の違いは？

本条例を通して使用している「子ども」は、特定の「子ども」に限定するのではなく、「子ども」全体を指し示しており、第2段落で使用する「全ての子ども」と意味合いに差異はありませんが、あえて「性別」や「障がいの有無」などに関係なく「一人も漏れ落ちることなく」と強調したい箇所で「全ての子ども」という文言を使用しています。

Ⅱ 条例の目的【第1条】

(目的)

第1条 この条例は、本市における子どもおよび子育て家庭の支援に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに保護者、学校等、地域住民および事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、および発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進することを目的とします。

【解説】

第1条では、本条例の立法目的を簡潔に表現しています。

ここでは、「子どもの支援、子育て家庭の支援」に関し、

①基本理念を定める〔第3条〕

②大人の役割等（市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割）を明確にする〔第4条～第9条〕

③市の施策の基本となる事項（施策推進の柱）を定める〔第10条～第22条〕

ことにより、

「子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長するとともに、発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進する」

ことを、この条例の目的としています。

【用語解説】

○「生きる力」とは？

「知・徳・体ち とく たいのバランスのとれた力」のことをいい、

- ・知とは、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる「確かな学力」
- ・徳とは、他人を思いやる心や美しいものに感動する心などの「豊かな人間性」
- ・体とは、たくましく生きるための「健康・体力」など

をいいます。

（文部科学省 学習指導要領「保護者用リーフレット」より引用）

Ⅲ 定義【第2条】

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者，未成年後見人その他の者で，子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 学校等 学校，児童福祉施設その他の教育または保育を提供する施設または事業所で，子どもが，通学，通所，入所または利用をするものをいいます。
- (4) 事業者 市内で商業，工業その他の事業を営む個人または法人その他の団体をいいます。

【解説】

第2条では、この条例で用いる言葉について、その意味を明確にしています。

1 「子ども」

第1号の「子ども」は、一般的には、生まれてから高校在学中までの人となりますが、年齢要件を満たしていれば、全ての人を対象となります。

なお、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項の子どもの定義と同じです。

2 「保護者」

第2号の「保護者」は、子どもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、子どもを実際に監護している里親や児童養護施設の長などが含まれます。

なお、子ども・子育て支援法第6条第2項の保護者の定義と同じです。

3 「学校等」

第3号の「学校等」は以下の施設等をいいます。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「学校」として、『幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，特別支援学校，高等専門学校など』や，同法第124条に規定する「教育施設」として『高等専修学校など』
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する「児童福祉施設」として、『乳児院，母子生活支援施設，保育所，幼保連携型認定こども園，児童館，児童養護施設，障害児入所施設など』
- ③ 「その他の教育または保育を提供する施設または事業所」として，子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち，放課後児童健全育成事業を行う『放課後児童クラブ（学童保育所）』，地域子育て支援拠点事業を行う『子育てサロンなど』，『病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業などを行う事業所』など
- ④ 上記のほか，『認可外保育施設』や『学習塾』，『スポーツ少年団』などの施設を

含め、子どもが通学，通所，入所または利用をする全ての「施設または事業所」

4 「事業者」

第4号の「事業者」は，市内で事業活動を行う個人または法人，設立登記前の会社，法人格を有していない自治会，サークルなどの任意団体をいいます。

【用語解説】

○第2号の「監護」とは？

監護とは，監督し，保護することをいいます。ここでは，未成年の子どもと生活を共にし，身の回りの世話をしたり，しつけや教育することを意味します。

IV 基本理念【第3条】

(基本理念)

第3条 子どもおよび子育て家庭の支援は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければなりません。

- (1) 全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益の実現を目指す中で、子どもの視点に立って、いじめ、体罰および虐待（以下「いじめ等」といいます。）がなく、かつ、子どもの生存および発達が保障される社会を実現します。
- (2) 子ども一人一人の個性が尊重される中で、子ども自身が、他者に対する思いやりの心を磨き、社会性を高め、および発達段階に応じて生きる力を身に付けることにより、健全に成長することができるよう支援します。
- (3) 子育てについての第一義的責任を有している保護者が、自信を持って子どもと向き合い、生きがいを持って子どもを育て、および子どもの成長に伴う喜びを実感することができるよう支援します。

【解説】

第3条では、「子どもおよび子育て家庭の支援の推進」にあたっての基本理念として、「人権の尊重」、「子どもの育ちへの支援」、「子育て家庭への支援」の3点を定めています。

1 人権の尊重

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、平成元年に国際連合で採択され、日本においては平成6年に批准しています。

この条約においては、子どもの権利の尊重について規定されており、これは基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法と同様の考え方に立つものです。

これらを踏まえ、条約や憲法の理念にのっとり、子どもの人権が尊重される社会、子どもの最善の利益が実現される社会、子どもにとって深刻な権利侵害であるいじめ、体罰および虐待のない社会を目指していくことが必要です。

このようなことから、人権の尊重を基本理念の第一に掲げています。

2 子どもの育ちへの支援

子どもは、家庭はもちろんのこと、学校等を含めた地域社会の中で、周囲の環境と関わりながら、たくさんの人々に見守られ、支えられることにより、健やかに成長していくことができます。

また、成長の過程において、子ども一人ひとりの個性や自分らしさが認められ、他者に対する思いやりの心が磨かれ、社会のルールや基本的な生活習慣を身に付けるなどの社会性を高めるとともに、発達段階に応じて、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる確かな学力と、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの豊かな人間性、さらには、たくましく生きるための健康や体力などが調和した「生きる力」を身に付け、子ども自身が健全に成長できるようにすることが必要です。

このようなことから、子どもの育ちへの支援を基本理念の第二に掲げています。

3 子育て家庭への支援

家庭は教育および保育の原点であり、保護者は子育てについての第一義的な責任を有しています。

また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、子育てに対する精神的、経済的負担や不安、孤立感を軽減し、自信を持って子どもと向き合える環境を整えるとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、環境を整えることが必要です。

これらを踏まえ、子育て家庭への支援を基本理念の第三に掲げています。

【用語解説】

○第1号「子どもの最善の利益」とは？

子どもの権利条約第3条に規定されている用語です。

子どもに関係のあることを決める際に、大人が自分たちの都合や社会常識などにより、「こうした方が子どものためである」と勝手に決めるのではなく、子どもの意見も尊重しながら、子どもの立場に立って、子どもにとって最も良いことは何かを考えること、をいいます。

子ども一人ひとりの「最善の利益」は異なるものの、その子自身の持っている力を限りなく引き出し、社会的に自立した大人へと成長・発達し、自信を持って生きていけるように、子どもの周囲の大人たちが理解し、話し合うことが大切です。

V 大人の責務・役割【第4条～第9条】

第4条から第9条までは、大人（市・保護者・学校等・地域住民・事業者）がそれぞれ担う責務や役割に加え、各主体が相互に協力・連携することの必要性について明確にしています。

なお、第4条の、市として責任を持って行うことができる部分は「するものとします」といった断定的な表現にしていますが、第5条から第8条までの、保護者・学校等・地域住民・事業者については、それぞれの関係者の皆さんの協力のもとに実現していくという考えから「努めるものとします」という表現を用いています。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を策定し、これを実施するものとします。

【解説】

第4条は、子どもや子育て家庭の支援に関し、函館市が担っていく責務（責任と義務）について規定しています。

なお、ここでは「市長」の責務ではなく、「市」の責務としていますが、これは自治体としての「市」を主体とすることにより、市長のみならず、教育委員会などの他の執行機関も施策を策定・実施する主体となり、子どもや子育て家庭の支援に関して市全体で取り組むことを表しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの心身の成長および人格の形成にとって大きな役割を担っていることを認識するとともに、愛情を持って子どもを育てるよう努めるものとします。

2 保護者は、子どもの自己肯定感を育み、および子どもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもが規範意識および基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めるものとします。

【解説】

第5条は、子どもや子育て家庭の支援に関し、保護者に求められる役割について規定しています。

家庭や保護者のあり方は、心身の成長や人格形成など、子どもの育ちに大きな影響を与えるとともに、子どもにとって家庭は育ちの基盤となる居場所です。

子どもは、家庭において、保護者の深い愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。

このため、保護者の役割として、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地良い居場所となるよう、また、子どもが心身ともに豊かに成長でき、自己肯定感が育まれるよう、さらには、子どもの社会性を高めるために必要な規範意識や基本的な生活習慣などを身に付けることができるような家庭環境をつくるよう努めることが求められています。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、子どもが、社会において主体的に生きることが可能となるよう、集団生活および学習その他の活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めるものとします。

【解説】

第6条は、子どもや子育て家庭の支援に関し、学校を始めとする教育・保育施設などに求められる役割について規定しています。

今日の少子高齢化社会にあつて、核家族化はもとより、都市化や情報化が進行し、経済状況等も相まって、子どもや子育て家庭を含め、地域を取り巻く環境は著しく変化してきました。

子どもたちは、これらに伴う価値観の多様化や生活様式の変化等により大きな影響を受け、とりわけ日常生活においては物質的にも恵まれ、インターネットやスマートフォンなどの普及により、あふれるばかりのモノや情報の中に置かれています。

このような中で、次代を担う子どもたちは、自分で情報などを取捨選択する力や、自らの個性を存分に発揮し、受動的・従属的ではなく主体的に生きていくことができる資質や能力を身に付けることが重要となり、そのためには、子ども一人ひとりが、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる確かな学力と、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの豊かな心、さらには、たくましく生きるための健やかな体などがバランスよく調和した「生きる力」を身に付ける必要があります。

このため、学校をはじめとする教育・保育施設は、子どもが社会の一員として主体的に生きていくために、集団生活や学習等を通じて生きる力を身に付けることができるよう努めることが求められています。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、地域社会が子どもの豊かな人間性および社会性を育む場であることを認識するとともに、子どもが安心して遊び、および学ぶことができ、ならびに健やかに育つことができる環境の整備に努めるものとします。

【解説】

第7条は、子どもや子育て家庭の支援に関し、地域住民に求められる役割について規定しています。

子どもが豊かな人間性や社会性を育む場としては、基本は家庭にあり、集団生活や学習等の活動を通じて生きる力を身に付けることができる学校等の役割が重要なのはいうまでもありませんが、子どもは社会の希望であり、宝として、地域ぐるみで温かく見守り育てていくためにも、地域住民が担う役割が重要となります。

このため、地域住民は、地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを改めて認識したうえで、地域社会の中で、子どもや子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりに努めることが求められています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、子育てと就業との両立に必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

【解説】

第8条は、子どもや子育て家庭の支援に関し、事業者に求められる役割について規定しています。

近年、働き方の多様化とともに、女性の社会進出や共働き家庭が増加している中、子育て中の保護者を雇用する立場である事業者が、「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から、結婚・出産した女性が働き続けることができる制度を整備することや、そのような制度を利用しやすい職場風土づくりを推進するなど、仕事と子育ての両立を支援することにより、子育て家庭の安心感の醸成につながり、子育て環境に大きな影響を与えることとなります。

このため、事業者は、雇用している労働者が安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、仕事と子育ての両立可能な働きやすい雇用環境の整備に努力することが求められています。

(協力および連携)

第9条 市、保護者、学校等、地域住民および事業者は、相互に協力し、かつ、連携して、子どもおよび子育て家庭の支援に努めなければなりません。

【解説】

第9条は、子どもや子育て家庭の支援に関して求められる、市・保護者・学校等・地域住民・事業者による協力・連携について規定しています。

子育ての基本は家庭にあります。子どもは地域社会の一員であることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ地域社会全体が、地域の様々な人材や社会資源を積極的に活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図り、子どもや子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取り組みを進めていくことが必要です。

このため、子どもに関わる全ての大人が、それぞれの立場から責務や役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、地域において、子どもや子育て家庭への支援に努めなければなりません。

VI 市の施策の基本事項【第 10 条～第 22 条】

第 10 条から第 22 条までは、条例の目的を達成するために市が実施する、子どもや子育て家庭の支援に関する施策についての基本となる事項を定めています。

特に第 11 条から第 19 条にかけては、市が行う子ども・子育て支援に関する施策の中でも、基本的なものについて規定していますが、これらの施策を規定している順序については、施策の優先順位を示しているものではなく、施策の重要度に違いはありません。

また、第 11 条から第 19 条までと第 21 条においては、市が施策の推進に最大限の努力をしていくという意味で「努めます」という表現を用いています。

(基本計画)

第 10 条 市長は、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定するものとします。

【解説】

第 10 条では、本条例を推進していくために、子どもや子育て家庭の支援に関する基本計画を策定することを規定しています。

本市においては、本条例の目的である「子どもや子育て家庭への支援」に対する考え方が同じであり、それらに基づくあらゆる施策について定めている「函館市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）が策定されているため、同計画を本条例に基づいた基本計画として位置付けています。

なお、同計画については、学識経験者をはじめ、保護者や子どもに係わる各種団体関係者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、公募による市民で構成する「函館市子ども・子育て会議」による審議を経て策定したものであり、計画の進行管理にあたっては、計画策定後に新たに事業化された取り組みも含め、毎年、同会議で調査・審議し、評価していきます。

(子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備)

第11条 市は、犯罪、交通事故その他の子どもの健全な成長を阻害する危険等から子どもを保護するなど、子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境を整備するよう努めます。

【解説】

近年の情報通信技術の急速な発達、特にスマートフォンの普及に伴い、全国的に見ても、暴力や性などの関わる有害情報に子どもが触れる機会が増えているだけでなく、インターネット上での誹謗中傷やいじめのほか、個人情報の流出、さらには犯罪に子どもたちが巻き込まれ、生命の安全が脅かされる事例などが発生しています。

また、依然として、通学路などにおける交通事故による子どもの被害も後を絶たない状況にあります。

このため、市は、犯罪、交通事故その他の子どもの健全な成長を阻害する危険等から子どもを保護するための対策を講じるなど、子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境を整備するよう努めます。

(いじめ等への対応)

第12条 市は、子どもに対するいじめ等を未然に防止し、および早期に発見するよう努めます。

2 市は、いじめ等の事実があると思われるときは、速やかに必要な支援を行うよう努めます。

【解説】

いじめ、体罰および虐待は著しい人権侵害であり、子どもの心身の成長だけではなく、場合によっては生命に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

昨今は、情報通信技術の発達に伴うスマートフォンの普及もあり、インターネット上でのいじめが社会問題化しているほか、家庭内で子どもへの躰という名のもとに行われる体罰・虐待が依然として後を絶ちません。また、夫婦間のDVなど家庭内の問題が子どもへの体罰・虐待にも発展していく傾向も指摘されています。

このため、いじめ等への対応については、教育現場のみならず家庭やネット上での対応が必要な場合も多く、関係機関が緊密に連携し、地域全体で対応や支援することが不可欠であり、市は、いじめ、体罰および虐待の未然防止および早期発見に努めるとともに、これらの事実があると思われるときには、速やかに必要な支援を行い、早期解決に努めます。

(子どもからの相談)

第13条 市は、子どもからのいじめ等に関する相談その他の相談に速やかに応ずるとともに、子ども自らが安心して相談することができる体制の充実に努めます。

2 市は、子どもからの相談の内容に応じた必要な支援を行うよう努めます。

【解説】

市では、いじめ等に対応するため、教育委員会において「いじめ等巡回相談員」や「スクールカウンセラー」、「子どもの悩み相談電話」などの事業を実施しているほか、市長部局の子ども未来部において、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として「子どもなんでも相談110番」を開設しています。

いじめ等が発生した際に、子どもが家庭や学校、地域において孤立しないようにするには、学校や関係機関、関係団体等が緊密に連携を図りながら、適切に対応するとともに、子どもにとって身近で相談しやすい仕組みづくりを進めていく必要があります。

このため、市は、子どもからのいじめ等に関する相談等に速やかに対応するとともに、子ども自らが安心して相談できるよう、相談体制の充実や相談内容に応じた必要かつ適切な支援に努めます。

なお、ここでは、子どもからの相談体制の充実について謳っておりますが、大人からの相談を排除するものではありません。

(子育て家庭への支援等)

第14条 市は、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が子どもを育てやすい環境の整備に努めます。

【解説】

近年、少子化や核家族化の進行などにより、家族関係や地域コミュニティが希薄化してきている中、子育て家庭においては、子育てに関する悩みの相談や、何かあった際に安心して子どもを預けたり、面倒を見てもらえるような身近な援助者がいないなど、孤立しやすい状況にあります。

このため、育児不安やストレスの解消のほか、子育て家庭の孤立化を防止し、保護者が大きな不安を抱えずに安心して子育てできるよう、市は、保護者が短時間の勤務や出産・病気などの場合に、必要に応じて、一時的に子どもを預けることなどができるサービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言のほか、子育て中の親同士の交流機会の確保など、子育て家庭に対し必要な支援を行う中で、子育てしやすい環境の整備に努めます。

(教育および保育の環境の整備)

第15条 市は、学校等が子どもの生きる力を育むことができるよう、教育および保育の環境の整備に努めます。

【解説】

子どもが集団による生活や学習はもとより、様々な活動を通じて、環境変化が著しい社会の中で主体的に生きていくために、確かな学力、豊かな心、たくましい身体が調和した「生きる力」を身に付けることができるようにすることが、学校等の基本的な役割です。

このため、市は、学校等が子どもの発達段階に応じた生きる力を育むことができるよう、教育および保育の環境の整備に努めます。

(地域住民との交流の促進等)

第16条 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流の促進および地域社会における体験学習の機会の充実に努めます。

(子どもが安心して過ごすことができる場所等)

第17条 市は、子どもが安心して過ごすことができる場所および子どもが自然との触れ合いその他の体験または年齢の異なる子どもとの交流を通じて豊かな人間性を育むことができる場所を設けるよう努めます。

【解説】

近年、少子化や核家族化が進行し、地域コミュニティの希薄化や地域力の低下が懸念される中、子どもの遊びの変化なども相まって、子ども同士が地域で遊ぶ機会が少なくなってきました。

このことは、友達関係の形成や子どもの自主性・社会性の発達、さらには、規範意識の形成にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

このため、市は、放課後や週末、長期休業中などに、地域住民の協力のもと、子どもが自主的に参加し、自由に遊べるとともに、就業などの体験学習、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりに努めます。

また、市は、自然体験など多様な体験学習の場や異年齢の子ども間での集団的な遊びを通じた地域の子どもの交流の場など、豊かな人間性を育むことができる場の提供に努めます。

(子どもの社会参加)

第18条 市は、子どもに関係する施策について子どもが意見を表明することができるようにするなど、子どもが社会参加をする機会を設けるよう努めます。

【解説】

子どもの意見表明を通じた社会参加は、子どもが、自分の存在を大切だと思えるような自己肯定感を育み、高めていくとともに、社会の一員としての役割を果たしていくうえで重要な意味を持ち、その推進は、子どもが地域への愛着を育み、次代を担う大人へと成長していくうえでも必要なことです。

このため、市は、子どもの社会参加に向けて、子どもが意見表明する機会を設けることをはじめ、施策への意見反映につながるような仕組みづくりに努めます。

なお、ここでは、基本的なルールを定めているものであり、「子どもに関する施策」以外についての社会参加を排除するものではありません。

(障がいのある子どもへの支援等)

第19条 市は、障がいのある子どもに対し必要な支援を行うとともに、障がいのある子どもについての市民の理解を深め、および障がいのある子どもの社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

【解説】

障がいのある子どもへの支援にあたっては、一人ひとりの障がいの内容等を踏まえ、適切な対応が必要となります。

このため、市は、障がいのある子どもが適切な療育を受けて成長・自立し、社会参加するために必要な力を養うことができるよう、特別支援教育の一層の充実を図るなど、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援に努めます。

また、市は、障がいに対する市民の理解を深めるための施策の推進に努めるとともに、子どもの社会参加にあたっては、障がいのある子どもの参加の促進を図ります。

(広報および啓発)

第20条 市は、子どもおよび子育て家庭の支援について、子ども、保護者、学校等、地域住民および事業者の理解を深めるため、広報および啓発を行うものとします。

【解説】

子どもはどのような存在であるかなどといった「子ども観」に対する多様な認識がある中で、子どもや子育て家庭の支援に関わって、第9条に掲げる、市・保護者・学校をはじめとする各主体による「協力・連携」を効果的に進めるためには、「力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを育てることができるまち」を創るという市民共通の認識を醸成することが重要であり、市の広報・啓発活動が欠かせません。

このため、市は、条例について市民の理解を深めるため、市の広報紙や公式ホームページ、報道機関を通じた記事等の掲載のほか、条例の目的や内容のポイントをわかりやすく記載したリーフレット（子ども用と大人用）の作成・配付、さらには、本条例をテーマとした出前講座や出前授業の実施など、さまざまな媒体を活用した広報・啓発活動を行います。

(財政上の措置)

第21条 市は、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

【解説】

市は、本条例の目的を達成するため、子どもや子育て家庭への支援に関する施策を推進できるよう、必要な予算措置に努めます。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

【解説】

第22条は、条例に規定している事項に関し、細目的な事項を市長が定めることができることとする委任規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

本条に基づき、例えば第11条から第19条の規定に基づき新たな施策を実施する場合には、必要に応じ市長が規則や要綱などを定めることとなります。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

【解説】

この条例は平成28年3月15日に公布され、同年4月1日に施行されました。